

**三井物産環境基金
2010年度
「研究助成」募集要項**

2010年8月

三井物産株式会社

目 次

はじめに.....	1
「2010 年度 研究助成」募集にあたって	2
1. 応募資格.....	3
2. 助成対象.....	3
2.1 研究領域.....	3
2.2 研究課題.....	4
2.3 対象地域.....	4
2.4 非対象研究	4
2.5 自己資金比率.....	4
3. 助成期間.....	4
4. 助成金額・区分	5
4.1 助成総額.....	5
4.2 助成区分	5
5. 助成金の支払い・使途.....	6
5.1 助成金の支払い.....	6
5.2 助成金の使途	6
6. 報告の義務・現地訪問.....	7
7. その他条件.....	8
8. 選定方法.....	8
8.1 選定プロセス.....	8
8.2 選定結果の通知・開示	8
8.3 評価・選定基準.....	8
9. 応募手続き	11
9.1 応募締切	11
9.2 申請書類	11
9.3 申請書類に関する注意事項	11
9.4 お問合せ先および申請書類の提出先	12
9.5 個人情報の取り扱い	12

はじめに

当社は、2005 年度より、環境分野における助成プログラムとして「三井物産環境基金」を立ち上げ、地球環境問題の解決と持続可能な社会構築に貢献する様々な案件を支援してきました。2007 年度からは助成プログラムをさらに拡充するため、従来からの実践的な環境貢献活動を対象とした「活動助成」に加え、「研究助成」を新たに設け、2 つの枠組みで募集を行っています。「研究助成」には初回の 2007 年度から 2009 年度まで延べ 739 件という多数のご応募を頂き、このうち 64 件の研究に対し、10 億 3,700 万円の助成を決定しています。

研究助成の選定に当たっては、従来以上に、“学際・総合性”の視点を重視しつつ、引き続き、当該研究が地球環境問題の解決や持続可能な社会の実現に高く貢献すること(“社会への高い貢献性”)、さらに、当該研究の成果が社会に広く伝わること(“成果の社会への発信性”)に配慮しています。

「2010 年度 研究助成」に、日頃、様々な研究に取り組んでいらっしゃる皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

「三井物産環境基金」立ち上げ経緯

当社は、2005 年 7 月 1 日、当社自身が実施する助成プログラムとして「三井物産環境基金」を立ち上げました。その経緯と趣旨は以下の通りです。

当社は 2004 年 8 月「経営理念」を発表し、「CSR 基本方針」、「環境方針」、「社会貢献活動方針」など一連のガイドラインを策定・改訂するとともに、同年 10 月には「国連グローバル・コンパクト」の支持を宣言致しました。これらは社員一人ひとりが常に経営理念を心に留め、積極的に「良い仕事」を積み重ねていくことにより、しっかりと社会的責任を果たし企業価値を高めていくという決意を表明したもので、地球環境問題への対応に就きましても、最重要経営課題の一つと位置づけ、本業を通じた環境への取組みを推進して参りました。

こうした中、2004 年 11 月に判明しましたディーゼル粒子状物質減少装置(DPF)問題は、お客様や社会の皆様に多大なるご迷惑をお掛けすることとなり、これを深く反省するとともに、当社の環境への意識や対応において更に改善していかなければならない点が多くあることを認識致しました。当社は、役職員の意識啓発を含めさまざまな対応策を検討、実施しつつあります。

本基金は、地球環境問題の解決に向けた社内外のさまざまな活動を支援・促進することにより、大切な地球と、そこに住む人びとの夢溢れる未来作りに貢献し、経済と環境の調和を目指す「持続可能な発展」を実現することを目的とし、助成案件の募集・選定のほか、当社役職員の助成団体の活動への参加促進など、さまざまな活動を展開しています。

「2010 年度 研究助成」募集にあたって

2010 年研究助成の募集にあたっては、冒頭でも触れました通り、「環境研究」の社会的な役割、特性を踏まえ、従来以上に、“学際・総合性”的視点を重視していきたいと考えています。これは、これまで審査に係った案件選定委員からの指摘を踏まえたものであり、こうした観点を含め、本研究助成における環境研究の捉え方、および助成研究選定にあたっての基本的な視点等について案件選定委員からのメッセージを以下に記載しますので、応募に際して考慮頂きますようお願い致します。本助成を通じ、環境問題の解決に資する環境研究の促進に少しでも貢献できれば幸いです。

＜案件選定委員からのメッセージ＞

本基金における環境研究の捉え方、および助成研究選定の基本的な視点等について

環境問題は人間活動の影響が地球の能力の限界を超えることで生じるものであり、この両側面の定量的研究と相互作用の分析が問題解決の第一歩であります。単なる観察型の研究を行うことだけではなく、問題解決に資する成果を出すことによって、社会に貢献することが求められる研究分野でもあります。本基金として支援の対象として優先したい“環境研究”とは、明確に問題解決型研究として位置づけられるもので、具体的な提言を含むものであります。

本基金では、“学際・総合／政策研究”、“国際共同研究”、“未来指向研究”を 3 つの基本的な領域として設定し、これらの何れか、あるいは複数に合致すると考えられるものを対象として選択しています。特に、一般研究A区分(助成金額 5,000 万円以上)に該当するような大規模な環境研究については、環境問題が持つ複雑、複合的課題に対応した総合的な視野・視点を持ち、自然科学・社会科学の双方に係る要素の解析を行い、最適と思われる解を導くような“学際的かつ総合的な研究”であることが必須であると考えます。こうした研究に取り組むには、細分化された専門的組織、あるいは、単一の機関に所属するメンバーのみで構成された研究組織では不十分で、オールジャパン的視野で選抜されたハイレベルな人的構成による研究体制をもつことが必須であると考えます。加えて、環境問題の個別性、地域性を踏まえた上で、現実に根ざした着眼点があるかどうかにも着目したいと考えます。

レベルの高い問題解決型の環境研究の提案を期待します。

1. 応募資格

日本国内に拠点を持ち、かつ、研究・活動実績を 3 年以上持つ、下記①～⑤のいずれかの団体に所属する個人、グループ等を対象とします。

- ① 大学
- ② 公的研究機関（※ 1）
- ③ 公益法人（※ 2）
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- ⑤ 上記①～④の協働グループ

なお、申請は、申請代表者が所属する団体からとし、当該団体の上長（契約権限を有する方、例えば、大学の場合は学部長、学長等、公益法人・NPO 法人等の場合は理事長等）の承諾を得てることを条件とします。また、大学、公的研究機関に関しては、申請代表者は、当該団体に所属する職員の方とします。

※ 1 公的研究機関とは、独立行政法人、地方独立行政法人、自治体の研究機関を指します。

※ 2 公益法人とは、2008 年の公益法人制度改革後の一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、及び特例民法法人を指します。

2. 助成対象

2.1 研究領域

研究助成については、“学際・総合／政策研究”、“国際共同研究”、“未来指向研究”を 3 つの基本的な領域として設定し、これらのいずれか、あるいは複数に合致すると考えられるものを対象とします。

冒頭にも記載したとおり、従来以上に、“学際・総合”的視点を重視し、各専門分野を超えたハイレベルな人的構成による研究体制を期待します。

- | |
|--|
| <p>A. “学際・総合／政策研究”: 特定の専門分野内に留まらず、地球環境問題の解決に向けて複数の分野にまたがる包括的な視点等を有している研究、乃至は、その成果が効果的な政策、制度設計等へ貢献すると考えられる研究。</p> <p>B. “国際共同研究”: 海外研究機関等と共同の研究体制を形成し、国際的な地球環境問題の解決に貢献すると考えられる研究。</p> <p>C. “未来指向研究”: 過去の解釈、分析等に留まらず、地球環境問題の解決に向け、中長期的視野で目指すべき将来の方向、姿、乃至はその実現に向けての戦略、シナリオ等を提示し得ると考えられる研究。</p> |
|--|

2.2 研究課題

具体的な研究課題としては、申請者が主体的に取り組む地球環境問題の解決と持続可能な社会構築に貢献するものとして、下記に示す問題の解決に係るものとします。

- A. 地球気候変動問題
- B. 水産資源の保護・食料確保
- C. 表土の保全・森林の保護
- D. エネルギー問題
- E. 水資源の保全
- F. 生物多様性及び生態系の保全
- G. 持続可能な社会の構築

注)必ずしも上記全ての領域、課題に対応する研究が選定されるとは限りません。

2.3 対象地域

研究を実施する地域は、日本国内、及び海外いずれも対象とします。

2.4 非対象研究

下記のような研究は、対象外とします。

- ① 営利(特許取得、商品開発等)を目的とした研究
- ② 政治的・宗教的な活動を目的とした研究
- ③ 他機関から、本基金の申請額を上回る助成を受けている、あるいは受ける予定のある研究
- ④ 他機関からの委託研究
- ⑤ 他の団体等への委託等が大半を占める研究
- ⑥ 既成の研究機器の購入のみを目的とする研究
- ⑦ 研究装置の製作のみを目的とする研究
- ⑧ 既に本基金から助成を受けている研究
- ⑨ 特定の事業者や個人の利益に寄与すると見なされる研究

2.5 自己資金比率

申請団体が、特定非営利活動法人(NPO法人)の場合、研究の総支出額に占める自己資金の比率が 20%以上であるものを対象とします。

申請団体が大学、公的研究機関、公益法人の場合、当該団体に所属する常勤職員の人事費は助成の対象外とすることから(5.2①ご参照)、本項目の考慮は不要です。

3. 助成期間

2011 年 4 月より 3 年以内とし、この期間を対象として助成契約を締結致します。但し、複数年に亘る研究については 1 年毎に継続審査を行います。

4. 助成金額・区分

4.1 助成総額

今回の研究助成の総額は、最大3億円とします。なお、この中には、別途募集する当社役職員・退職者からの申請研究、及び当社海外拠点が推薦する海外の研究機関等からの申請研究に対する助成金も含まれます。

4.2 助成区分

下記に示す研究枠(①一般研究(A～C区分)、②萌芽研究)より、応募する区分を選択してください。

① 一般研究 (A～C区分)

一般研究は、助成金額により、3つの申請区分に分かれています。応募にあたっては、下記に示すAからCの3つの区分より、申請区分を1つ選択してください。

申請区分	A区分	B区分	C区分
助成金額 (助成期間合計)	5,000 万円以上	2,000 万円以上 5,000 万円未満	2,000 万円未満
評価・選定基準のうち 特に重視する点	研究テーマの妥当性 研究遂行能力 特に過去の研究実績 を重視 研究領域“学際・総合／政策研究”であることが必須	研究テーマの妥当性 研究遂行能力 過去の研究実績 を重視 研究領域“学際・総合／政策研究”であることが望ましい	研究テーマの妥当性 研究遂行能力 を重視 研究領域“学際・総合／政策研究”であることが望ましい

注 1) 審査の段階で詳細資料の提供等をお願いする場合があります。

注 2) 必ずしも全ての申請区分につき選定を行うとは限りません。

② 萌芽研究

環境の各課題の新分野におけるチャレンジングな萌芽研究を支援するため、上記の一般研究とは別枠で萌芽研究を募集します。萌芽研究の助成金額、及び審査基準は、以下の通りです。

助成金額 (助成期間合計)	500 万円以下
評価・選定基準のうち 特に重視する点	新たな分野にチャレンジする研究であり、将来、新規学術分野の創成に繋がる可能性があるもの

注 1) 審査の段階で詳細資料の提供等をお願いする場合があります。

注 2) 対象とする研究領域、研究課題は、「2.1 研究領域、2.2 研究課題」で示した通りです。

【参考】過去の助成実績

		一般研究			萌芽研究	合計
		A区分 (5,000万円以上)	B区分 (2,000円以上 5,000万円未満)	C区分 (2,000万円未満)		
08 年 度	申請件数	14 件	49 件	126 件	53 件	242 件
	助成件数 (選定率)	0 件 (0%)	7 件 (14.3%)	12 件 (9.5%)	5 件 (9.4%)	24 件 (9.9%)
09 年 度	申請件数	4 件	65 件	77 件	23 件	169 件
	助成件数 (選定率)	0 件 (0%)	5 件 (7.7%)	6 件 (7.8%)	6 件 (26.1%)	17 件 (10.1%)

注)審査の過程で申請額が修正され、申請時と助成時の区分が異なる場合があります。

5. 助成金の支払い・使途

5.1 助成金の支払い

助成期間の初めに当該年度の助成金を支払います。複数年に亘る研究の場合は、継続審査の上、年度毎に支払いを実施します。継続審査と余剰金の扱いは、次のとおりです。

① 継続審査(複数年に亘る研究)

継続審査により継続を決定した場合のみ、次年度の予算を当該年度の3月末日までに支払います。継続審査スケジュールについては、別紙「2010年度「研究助成」スケジュール」を参照ください。

② 余剰金の返還

助成期間終了時に余剰金が生じた場合は、返還していただく可能性があります。

5.2 助成金の使途

助成金の使途は、次に挙げる費目とします。

- 人件費
- 旅費・交通費・宿泊費
- 機械・物品購入費
- 業務委託費
- 借料
- 会議費
- 通信費
- 印刷費
- その他

なお、上記に関連した留意点は、下記①～④のとおりです。

① 助成の対象とならない経費

- 申請団体が大学、公的研究機関、公益法人の場合、申請期間において当該団体より定期的な給与の支給を受けている職員(ポストドクターの方等は含みません)の人物費は、計上できません。
- 申請団体が大学、公的研究機関、公益法人の場合、本研究以外の使用が主と考えられる汎用的な機器・物品の購入費は助成の対象外となります。(そのような機器・物品を計上・購入された場合、事務局の判断で削除をお願いする場合があります。)

② 業務委託費(第三者への委託)

当該研究の一部を第三者に委託する場合は、申請書の「実施体制」の欄に具体的な委託内容も含め明記してください。当該個所に記載なく新たに発生した第三者への委託は、改めて当社の承認を得る必要があります。

③ 費目の内訳の記載

「消耗品」「事務用品」は、助成が決定した際に、内訳を明記していただきます。

④ 一般管理費

一般管理費については、組織運営、会計処理上等の理由により計上せざるを得ない場合には、原則予算総額の 10% を上限として申請して下さい。

6. 報告の義務・現地訪問

① 進捗報告

助成期間が複数年に亘る場合は、所定の様式にて進捗報告書を6ヶ月毎に提出していただきます。これをもって次年度の助成を行うか否かの審査を事務局にて実施します。助成期間が 1 年の場合は、進捗報告書を 1 回提出していただきます。

② 会計報告

助成開始から6ヶ月毎に、所定の様式にて会計報告を提出していただきます。

③ 最終報告

助成期間終了時には、所定の様式にて最終報告書(会計報告を含む)を提出していただきます。

④ 現地訪問

研究の実施状況、及び成果確認のため、必要に応じ現地を訪問させていただく場合があります。

注)別紙スケジュールを参照下さい。

7. その他条件

- ① 助成を受けた研究の成果に係る特許や著作権等の知的財産権は、申請者に帰属します。当社がそのような権利を主張することはありません。
- ② 助成研究の成果は、当社ホームページ等にて公表するほか、国立情報学研究所の「民間助成研究成果概要データベース」に登録いたします。また、本基金の講演会等で発表をお願いする場合があります。
- ③ 助成を受けた団体等が当該研究の実施、及びその成果を独自に対外公表する際には、本基金の助成を受けた旨を明示していただきます。
- ④ 助成を受ける団体等は、上記条件を含む助成契約を当社と締結していただきます。なお、契約主体は、原則、申請代表者の所属する団体とします。(契約期間は、3. で示したように助成期間全体を対象とします。)

8. 選定方法

8.1 選定プロセス

助成研究の選定は、環境問題を専門とする研究者による 1 次審査、社外有識者を含む案件選定会議における審査、ならびに当社役職員により構成される案件審議会による総合的判断に基づき決定されます。

なお、本年度から一般研究A区分枠については上記の選定プロセスに加え、1 次審査の通過案件を対象に、プレゼンテーション審査を実施いたします。プレゼンテーション審査の対象案件の申請代表者には、2011 年 1 月 20 日までに審査時間等の詳細をご連絡いたします。

【プレゼンテーション審査日程】

日 時： 2011 年 2 月 2 日(水)午前

場 所： 三井物産株式会社 本社（東京都千代田区大手町1-2-1）

8.2 選定結果の通知・開示

- ① 最終的な選定結果は、2011 年 3 月中旬頃に、申請代表者に書面にてご連絡する予定です。
- ② 選定された研究は、当社ホームページにて公表します。

なお、今回選定に至らない研究に関しては、次回の再応募を妨げません。

8.3 評価・選定基準

上記助成対象・応募資格等に適合する研究について、以下の基準に基づき評価・選定を行います。

- ① 本基金の目指す領域(“学際・総合／政策研究”、“国際共同研究”、“未来指向研究”)への適合(必須条件)

- 研究計画の目的、全体的な方向性等について、2.1 で示した 3 つの領域への合致、適合性の観点から評価します。
- なお、これらの 3 つの領域のいずれか、乃至は複数への合致、適合は、選定に当たっての必須条件となります。(以下②～⑤の評価は、①の適合が前提となります。)

② 研究テーマ設定の妥当性、有効性

- 研究テーマ設定の妥当性、有効性について評価します。
- 社会への高い貢献につながる地球環境問題(2.2 で示した 7 つの研究課題が対象)の抜本的な解決に向け、適切、効果的な研究テーマの設定がなされているか否かを評価します。

③ 研究の実効性、遂行能力(研究手法、研究計画、体制等)

- 研究の実効性、遂行能力について評価します。
- 研究の手法、計画、体制等の観点から研究が確実に実施され、成果を上げ得るか等について評価します。

④ 関連実績

- 関連する研究実績について評価します。
- 申請テーマ等に関する研究論文、メンバーの方々の略歴等から、実績の有無、質の観点で評価します。
- 但し、新たな取り組みやチャレンジ等を妨げるものではありませんので、そうした方向を志向している申請の場合には、③(研究の実効性、遂行能力)の補完的な項目として評価を行います。

⑤ その他

- 研究計画等において、社会への発信の仕組みを組み込むことも歓迎します。
- 評価・選定にあたっては、申請区分により特に重視する観点が異なります。改めて次頁の表に掲載しますのでご参照ください。

申請区分		特に重視する視点	助成金額 (助成期間全体)	助成期間
一般研究	A区分	研究テーマの妥当性 研究遂行能力 特に過去の研究実績 を重視 研究領域“学際・総合／政策研究”であることが必須	5,000 万円以上	最長 3 年
	B区分	研究テーマの妥当性 研究遂行能力 過去の研究実績 を重視 研究領域“学際・総合／政策研究”であることが望ましい	2,000 万円以上 5,000 万円未満	最長 3 年
	C区分	研究テーマの妥当性 研究遂行能力 を重視 研究領域“学際・総合／政策研究”であることが望ましい	2,000 万円未満	最長 3 年
萌芽研究	新たな分野にチャレンジする研究であり、将来、新規学術分野の創成に繋がる可能性があるもの。		500 万円以下	最長 3 年

9. 応募手続き

9.1 応募締切

2010年10月29日(金) (消印あるいは宅配便受付日有効)

9.2 申請書類

所定の申請書類を用いて提出してください。所定の申請書類は、三井物産ホームページ
<http://www.mitsui.co.jp/csr/fund/index.html>からダウンロードしてください。

【提出資料】

提出資料及び必要部数	申請団体(申請代表者)	大学 公的研究機関 公益法人	NPO 法人
①申請書類(紙媒体)			
申請書[1]_概要・予算 (エクセル)	3 部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
申請書[2]_研究内容詳細(ワード)	3 部		
②申請書[1][2]の電子ファイル	1 部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③団体の定款・寄付行為またはこれに相当する規約	2 部	不要	<input type="radio"/>
④財務関連書類 3 年分	2 部	不要	<input type="radio"/>
⑤送り状	1 部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

注)①申請書類(紙媒体)

A4 片面・白黒印刷の上、申請書[1][2]をひとまとめにし、3 部(原本及び写し2部)提出してください。

アンケートは、申請書とは切り離し、1 部のみ同封してください。

注)②申請書[1][2]の電子ファイル

上記①の申請書[1]、[2]を、CD-R等の電子記憶媒体に保存し、同封してください。内容は必ず紙媒体と同一としてください。但し、電子ファイル版申請書への捺印は不要です。

申請書[1]_概要・予算はエクセルファイル、申請書[2]_研究内容詳細はワードファイルのまま保存してください。PDF ファイル等への変換はしないでください。

注)④財務関連書類 3 年分

決算書類、事業報告書、またはこれに相当する書類。

法人格取得から 3 年未満の団体は、提出できる範囲で可。

9.3 申請書類に関する注意事項

- ① 申請書類は書面で郵送あるいは宅配便による提出のみ受付けます(電子メールでの送付や事務局への持参は受付けません)。
- ② 審査の都合上、申請書は片面印刷とし、また、白黒でも認識できるようにしてください。

- ③ 提出いただいた申請書類は返却いたしません。また、提出いただいた申請書の差し替えはできません。
- ④ 必要に応じて、団体概要を示す資料などの提出をお願いする場合があります。
- ⑤ 申請書の不足や記入漏れ等の不備がある場合は、申請を受け付けない場合があります。
- ⑥ 締切日以降の受付は、一切いたしません。

9.4 お問合せ先および申請書類の提出先

【提出先】 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1

三井物産株式会社 CSR推進部

三井物産環境基金事務局 「2010 年度研究助成 申請書受付係」

【お問い合わせ】

TEL : 03-3277-0540 (9月末頃まで※)

E-mail: 10MEF-KenkyuTKVCF@mitsui.com

※事務局移転のため、10月以降、お問い合わせ用電話番号が変わります。

新しい電話番号は、決まり次第、当基金ホームページに掲載致しますのでご確認下さい。

なお、Eメールアドレスは変更致しませんので、メールでのお問い合わせをご活用下さい。

※三井物産環境基金ホームページ <http://www.mitsui.co.jp/csr/fund/index.html>

9.5 個人情報の取り扱い

当社は、個人情報保護法及び関連諸法令を遵守し、申請者から提供いただいた個人情報を適切に管理し、以下の通り取扱います。

① 個人情報の利用目的

申請者から当社に提供いただいた個人情報は、その全部または一部を、以下の目的で利用いたします。

- 助成審査・選定、及び助成実施のため
- セミナー、交流会など当社主催のイベントへのご案内のため
- その他上記業務に関連・付随する業務のため

② 個人情報の提供

当社は、申請者の同意をいただいた場合又は法令に基づく場合を除き、申請者より提供いただきました個人情報を第三者に開示、提供いたしません。

③ 個人情報の預託

当社は、上記①の利用目的を達成するために、申請者の個人情報を当社の委託先に預託する場合があります。当社は、申請者の個人情報を当社の委託先に預託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。

④ 提供内容の開示、訂正、及び利用停止等について

申請者から申請者自身に関する個人情報の開示・訂正・利用停止・消去・第三者への開示・提供の停止等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。 詳細は上記 8.7 三井物産環境基金事務局までお問い合わせください。

以 上

三井物産環境基金 2010年度「研究助成」スケジュール

別紙

■ 研究助成

※ 進捗報告書：契約期間(助成期間)が複数年に亘る場合、10月末と4月末の年2回ご提出いただき、10月の報告書で継続審査をおこないます。

契約期間が1年の場合は、10月末のみご提出いただきます。

※ 会計報告書：6ヶ月毎にご提出いただきます。4月1日から9月30日までの分を10月末までに、10月1日から3月31日までの分を4月末までに、ご提出ください。

※ 最終報告書：契約期間終了後1ヶ月以内に、全助成期間についての「最終報告書」をご提出いただきます。

※ 提出書類に不備がある場合や不誠実な場合等には、助成金の減額あるいは助成の中止を行う場合があります。

契約期間	月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
1年	契約手続等	●→△ 契約支払																									
	報告書					►	□ 進捗報告書					会計報告書		最終報告書													

契約期間	年度	初年度												最終年度																							
		月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4									
2年	契約手続等	●→△ 契約支払								審査	●→△ 契約支払																										
	報告書					進捗報告書							会計報告書			進捗報告書			進捗報告書		会計報告書		会計報告書		最終報告書												

契約期間	年度	初年度												第2年度												最終年度											
		月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4									
3年	契約手続等	●→△ 契約支払								審査	●→△ 契約支払										審査	●→△ 契約支払															
	報告書					進捗報告書							会計報告書			進捗報告書			進捗報告書		会計報告書		会計報告書		会計報告書		最終報告書										